

公立大学法人奈良県立大学研究推進委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人奈良県立大学組織規程第9条の2に規定する研究推進委員会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項等)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 研究の推進に関すること
- (2) 研究不正防止に関すること
- (3) データ管理に関すること
- (4) 研究倫理に関すること
- (5) 産学官連携の利益相反に関すること
- (6) 安全保障貿易管理に関すること
- (7) その他、適正な研究の推進に関すること

(委員)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 副理事長
 - (2) 常務理事
 - (3) 副学長
 - (4) 地域創造学部長、学術情報部長、地域創造研究センター長及びユーラシア研究センター長
 - (5) その他副理事長が必要と認める者
- 2 附属高等学校に関する案件を審議する場合は、附属高等学校長を加える。
- 3 第1項において副学長が不在の場合は、副理事長が指名する者とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、副理事長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(研究推進アドバイザー)

第6条 研究推進に関して、委員長が必要と認めるときは、学内外の研究推進に関する専門的知識を有する者にアドバイザーを委嘱することができる。

(研究不正防止専門委員会)

第7条 委員長は、第2条に定める審議事項等のうち、同条第2号にかかる審議を行わせるため、研究不正防止専門委員会（以下、この条において「専門委員会」という。）を設置する。

2 専門委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 副学長
- (2) 地域創造学部長
- (3) 学術情報部長、地域創造研究センター長及びユーラシア研究センター長
- (4) 事務局長
- (5) その他副理事長が必要と認める者

3 専門委員会に会長を置き、地域創造学部長をもって充てる。

4 専門委員会の庶務は、地域創造研究センターにおいて処理する。

5 第2項において副学長が不在の場合は、副理事長が指名する者とする。

(データ管理専門委員会)

第8条 委員長は、第2条に定める審議事項等のうち、同条第3号にかかる審議を行わせるため、データ管理専門委員会（以下、この条において「専門委員会」という。）を設置する。

2 専門委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 副学長
- (2) 地域創造学部長
- (3) 学術情報部長、地域創造研究センター長及びユーラシア研究センター長
- (4) 事務局長
- (5) その他副理事長が必要と認める者

3 専門委員会に会長を置き、地域創造学部長をもって充てる。

4 専門委員会の庶務は、学術情報部において処理する。

5 第2項において副学長が不在の場合は、副理事長が指名する者とする。

(研究倫理専門委員会)

第9条 委員長は、第2条に定める審議事項等のうち、同条第4号にかかる審議を行わせるため、研究倫理専門委員会（以下、この条において「専門委員会」という。）を設置する。

2 専門委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 副学長
- (2) 地域創造学部長
- (3) 学術情報部長、地域創造研究センター長及びユーラシア研究センター長

- (4) 事務局長
- (5) その他副理事長が必要と認める者
- 3 専門委員会に会長を置き、地域創造学部長をもって充てる。
- 4 専門委員会の庶務は、地域創造研究センターにおいて処理する。
- 5 第2項において副学長が不在の場合は、副理事長が指名するものとする。

(産学官連携の利益相反専門委員会)

第10条 委員長は、第2条に定める審議事項等のうち、同条第5号にかかる審議を行わせるため、産学官連携の利益相反専門委員会（以下、この条において「専門委員会」という。）を設置する。

- 2 専門委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 副学長
 - (2) 地域創造学部長
 - (3) 学術情報部長、地域創造研究センター長及びユーラシア研究センター長
 - (4) 事務局長
 - (5) その他副理事長が必要と認める者
- 3 専門委員会に会長を置き、地域創造学部長をもって充てる。
- 4 専門委員会の庶務は、地域創造研究センターにおいて処理する。
- 5 第2項において副学長が不在の場合は、副理事長が指名する者とする。

(安全保障貿易管理専門委員会)

第11条 委員長は、第2条に定める審議事項等のうち、同条第6号にかかる審議を行わせるため、安全保障貿易管理専門委員会（以下、この条において「専門委員会」という。）を設置する。

- 2 専門委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 副学長
 - (2) 地域創造学部長
 - (3) 学術情報部長、地域創造研究センター長及びユーラシア研究センター長
 - (4) 事務局長
 - (5) その他副理事長が必要と認める者
- 3 専門委員会に会長を置き、地域創造学部長をもって充てる。
- 4 専門委員会の庶務は、地域創造研究センターにおいて処理する。
- 5 第2項において副学長が不在の場合は、副理事長が指名する者とする。

(専門委員会の運営)

第12条 第7条から第11条に定める専門委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、地域創造研究センターにおいて処理する。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。